

○貯蔵所廃止届（一般則、液石則）

根拠法令

- ・ 法第 21 条第 4 項 一般則第 43 条
液石則第 43 条

適用

- ・ 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止した場合

必要書類

1. 貯蔵所廃止届書（一般則様式第 25、液石則様式第 24）
2. 第一種貯蔵所設置許可証、第二種貯蔵所届出書の副本
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）